

保育所等を利用する世帯への支援の拡大について

1 概要

保育所等を利用する世帯の経済的負担を軽減するため、現在実施している第2子以降の保護者負担額の減額や利用料の助成の対象を第1子に拡大するなど、支援の充実を図る。

2 支援の内容（施設別）

- (1) 認可保育所、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所、家庭的保育事業等
【0歳から2歳までの保育料】

対象	現状	変更後
第1子	<u>保護者負担あり</u>	保護者負担なし
第2子以降	保護者負担なし	

- (2) 認証保育所、認可外保育施設
【0歳から5歳までの保育料助成（上限）】

対象		現状	変更後
0～2歳児	第1子	<u>月額40,000円</u>	<u>月額80,000円</u>
	第2子以降	<u>月額67,000円</u>	
	非課税世帯		
3～5歳児		<u>月額57,000円</u>	<u>月額77,000円</u>

※認可外保育施設は、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設が対象

- (3) 私立幼稚園

【満3歳児(保育の必要性のある課税世帯)の預かり保育利用料に対する助成(上限)】

対象	現状	変更後
第1子	<u>対象外</u>	月額16,300円
第2子以降	月額16,300円	

(4) 障害児通所支援事業所

【0歳から2歳までのサービス（※）利用料負担分】

対象	現状	変更後
第1子	<u>保護者負担あり</u>	<u>保護者負担なし</u>
第2子以降	保護者負担なし	

※児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

3 実施時期

令和7年4月から実施

4 補正予算額

歳入 △106,879千円

歳出 145,841千円